

法科大学院認証評価基準について

※関係部分のみ抜粋。その他の部分については、机上資料「法科大学院認証評価基準」を参照。

	(公財) 日弁連法務研究財団	(独) 大学改革支援・学位授与機構	(公財) 大学基準協会
教育方法に関すること	<p>(授業(1)〈授業計画・準備〉) P 7 0</p> <p>○ 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。</p> <p>※解説</p> <p>(1) 「授業の計画」は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた上、授業の効果的な実施に向け、授業計画が整えられている必要がある。</p> <p>(2) 「授業の準備」は、予習のための教材・レジュメ等は、学生が的確に授業の準備をすることができるよう、事前に提供されている必要がある。</p> <p>(授業(2)〈授業の実施〉) P 7 3</p> <p>○ 開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。</p> <p>※ 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。</p>	<p>(授業の方法) P 1 5</p> <p>○ 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。</p> <p>(1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。</p> <p>(4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。</p> <p>※解釈指針</p> <p>○ 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。</p> <p>○ 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>(3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。</p> <p>(4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がされていること。</p> <p>(5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準 1 0 - 1 - 1 に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。</p> <p>○ 法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。ただし、法学未修者 1 年次の授業科目において</p>	<p>(授業の方法) P 1 3</p> <p>○ 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。</p>

<p>教育方法に関すること</p>	<p>(理論と実務の架橋(2)〈臨床科目〉) P 7 9</p> <p>○ 臨床科目が適切に開設され実施されていること。</p> <p>※解説</p> <p>○ 「適切に開設され実施されている」とは、臨床科目が、科目の組み合わせも含めて、適切に開設され、教育効果を高めるための創意工夫等がなされていることをいう。単に実務を見学するにとどまらず、適切な指導の下で学生がこれに積極的に関与することにより、法曹としてのマインド・スキルの向上を図ることが必要である。また、「理論と実務の架橋」の見地から、学生が見聞した法律問題について、理論的側面からの検証が行われる機会があることも重要である。</p> <p>○ 履修単位を認定する科目として臨床科目が「開設」され「実施」されている場合には、認定される単位数にふさわしい時間数と学生の関与が必要である。</p> <p>また、厳格な成績評価の視点から、学生には報告書の作成・提出等を課し、これを担当教員が評価した上で責任ある単位認定がなされることが重要である。</p> <p>(学生数(1)〈クラス人数〉) P 8 4</p> <p>○ 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。</p> <p>※解説</p> <p>(1) 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。双方向・多方向の議論を行う場合は少人数であることが有効であるが、人数が少なければ少ないほど良い、というわけではない。</p>	<p>は、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。</p> <p>○ 法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。</p> <p>(2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されていること。</p> <p>(授業を行う学生数) P 1 3</p> <p>○ 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。</p> <p>○ 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。</p>	<p>(実習科目) P 9</p> <p>○ リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。</p> <p>(授業を行う学生数) P 1 4</p> <p>○ 効果的な学修のために、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか。</p> <p>○ 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準(標準50名)に従って適切に設定されているか。</p> <p>○ 個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数が設定されているか。</p>
-------------------	---	--	---

<p>成績等の評価に関する こと</p>	<p><u>(成績評価〈厳格な成績評価の実施〉) P 1 0 1</u> ○ 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。</p>	<p><u>(成績評価) P 1 9</u> ○ 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。 (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。 (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。 (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。</p>	<p><u>(成績評価及び修了認定) P 1 4</u> ○ 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。 ○ 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか。</p> <p><u>(教育効果の測定) P 1 7</u> ○ 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。</p> <p>※留意事項 ○ 当該評価の視点は、「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか否か、その設定・実施体制が適切であるか否か等を評価するものである ここでは、授業科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容がより具体的に決定され、かつ適切に実施されているか否かに留意する。</p>
<p>学生支援に関する こと</p>	<p><u>(教育・学習支援体制) P 9 5</u> ○ 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。</p> <p>※解説 (1) 「教育及び学習を支援するための人的支援体制」とは、教員の教育活動及び学生の学習活動の両面において、これを支援するための人的体制のことをいう。人的体制には、</p>	<p><u>(学習支援) P 3 3</u> ○ 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。</p> <p>※解釈指針 ○ 「学習支援」として、オフィスアワーが設けられてい</p>	<p><u>(学習相談体制) P 1 2</u> ○ オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。 ○ アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。</p>

<p>学生支援に関すること</p>	<p>事務職員のほか、TAなど教育上の補助者も含む。</p> <p>(学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉) P 9 7</p> <p>○ 学生生活を支援するための体制が備わっていること。</p> <p>※ 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。</p> <p>(学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉) P 9 9</p> <p>○ 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。</p> <p>※解説</p> <p>(1) 「適切にアドバイスを受けられる体制」とは、学生がアドバイスを求めやすい環境の下に、適切な者が、適時適切に学生にアドバイスを提供していることをいう。</p> <p>(2) 「学習方法」についての「アドバイス」とは、全体の科目履修についての指導や個別の授業での予習指導以外の、法科大学院での学習の仕方等に重点を置いたアドバイスをいう。</p> <p>(3) 「進路選択」についての「アドバイス」とは、目指すべき法曹等学生の将来に関するアドバイスをいう。</p>	<p>る場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。</p> <p>○ 「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者(事務職員及び図書館職員を除く。)による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。</p> <p>(生活支援等) P 3 5</p> <p>○ 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。</p> <p>※解釈指針</p> <p>○ 「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。</p> <p>(障害のある学生に対する支援) P 3 6</p> <p>○ 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。</p> <p>(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。</p> <p>(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。</p>	<p>(学生支援) P 2 9</p> <p>○ 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制を整備し、効率的に支援を行っているか。</p> <p>○ 学生の進路選択に関わる相談・支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか。</p> <p>○ 障がいのある者を受け入れるための支援体制が整備されているか。</p>
<p>施設・設備に関すること</p>	<p>(施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉) P 9 1</p> <p>○ 教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。</p>	<p>(施設、設備及び図書館等) P 4 4</p> <p>○ 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に</p>	<p>(教育研究等環境) P 3 1</p> <p>○ 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。</p>

<p>施設・設備に関すること</p>	<p>※解説</p> <p>(1) 「教育及び学習に必要な施設・設備」とは、講義室、演習室、自習室、研究室等、法科大学院での教育及び学習に必要な構造物やスペース、その中で使用される机、椅子、黒板、ホワイトボード等、その他授業等で使用する音響機器や画像映写機器、パソコン、教員と学生や学生同士の通信ネットワーク等のあらゆる設備をいう。</p> <p>(2) 「適切に確保・整備されている」とは、学生の収容定員数や実際の在籍者数との関係で、必要な数量や広さの施設や設備が確保されていること及び実施される教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられていることをいう。</p> <p>(施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉) P93</p> <p>○ 教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。</p> <p>※解説</p> <p>(1) 「教育及び学習に必要な図書・情報源」とは、法令や裁判例、その他関連文献等の必要な情報を得るための、図書室やオンラインデータベースのことをいう。</p> <p>(2) 「利用環境が整備されている」とは、教員及び学生が必要な情報に適時に容易にアクセスできるような環境にあることをいう。情報の取り揃え、需要量対応(同時にアクセスできる数の充実)、司書等の利用などのサポート体制、利用のしやすさ(利用時間や講義室や自習室との距離)等を考慮して評価する。</p>	<p>必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。</p> <p>※解釈指針</p> <p>○ 「教室」及び「演習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、教育方法上の必要に応じて設備及び機器が整備されていることが必要である。</p> <p>○ 「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</p> <p>また、「自習室」の配置及び使用方法等において、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されていることが必要である。</p> <p>○ 「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がされるとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</p> <p>学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられるなど、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。</p> <p>法科大学院が管理に参画していない「図書館」に図書及び資料を備えている場合でも、その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要である。</p> <p>○ 「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。</p> <p>図書館の職員には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる者が含まれていることが必要である。</p>	<p>○ 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。</p> <p>○ 図書館(図書室)には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。</p> <p>○ 図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、法科大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮されたものとなっているか。</p> <p>※留意事項</p> <p>○ 自習室の利用時間については、図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等を考慮すること。</p> <p>○ 図書施設の開館(室)日時については、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 開館(室)日については、原則として、日曜も含め毎日開館(室)すること。ただし、長期休暇期間等においては日祝日や特定日を休館(室)としてもよい。</p> <p>(2) 開館(室)時間については、授業時間を考慮し、少なくとも授業開始前及び最終授業終了後(夜間開講の場合は22時まで)の利用も可能となるよう開館(室)されていること。</p>
--------------------	---	---	--

<p>教育内容の改善措置に関すること</p>	<p>(教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)(FD活動)) P 47</p> <p>○ 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。</p> <p>※解説</p> <p>(2) 「組織的」とは、FD活動のための組織が設けられ、その根拠規程やFD活動の記録が整備されており、かつ、教員間において問題意識の共有が図られていることをいう。</p> <p>(3) 「取り組み」とは、学生の視点に立った授業の内容・方法の改善についての検討、成績評価の厳格化・客観化の検討、法曹養成の観点からの教育内容・方法の改善についての検討などをいう。外部研修等への参加や授業の相互参観なども1つの方法である。</p> <p>(4) 「適切に実施されている」とは、FDを組織的活動として実施し、かつ、FD活動により得られた知見・情報を授業へ反映させるなど、成果に結び付かせるための方策・工夫を講じていることをいう。</p> <p>(教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)(学生評価)) P 50</p> <p>○ 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。</p> <p>※解説</p> <p>(1) 「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握」とは、学生に対するアンケート調査、意見交換会、目安箱、メール等により、教育内容・教育方法についての、学生の率直な評価、良いと考える点、改善すべきと考える点等を、法科大学院として把握し認識することをいう。多数の学生の率直な意見を把握することのできる仕組みとなっていること、学生が自由に意見を開陳できる環境が整えられていることが求められる。</p> <p>(2) 「結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組み」とは、学生による評価を、法科大学院として検討し、改善策を立案し、実行しさらに学生の評価を調査する、という改善のサイクルの中で役に立てることをいう。</p>	<p>(教育内容等の改善措置) P 27</p> <p>○ 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。</p> <p>※解釈指針</p> <p>○ 「教育の内容・方法等の改善」の対象として、例えば、次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。</p> <p>(2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。</p> <p>(3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。</p> <p>(4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。</p> <p>○ 「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1) 教育の内容及び方法に対する学生(修了者を含む。)、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。</p> <p>(2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。</p> <p>(3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。</p> <p>○ 「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>(2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目(複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目、実務家教員と研究者教員との連携が求められる法律実務基礎科目等)については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。</p>	<p>(教育内容及び方法の改善) P 15</p> <p>○ 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制(FD体制)が整備され、実施されているか。</p> <p>○ 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか。</p> <p>○ FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。</p> <p>※留意事項</p> <p>○ 授業評価の実施に関しては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることとし、実施回数については、開講期間中に少なくとも1回は実施されていること</p> <p>(2) 授業評価アンケートの回収率が低い場合には、その改善に向けた取り組みを行っていること。</p> <p>(3) 授業評価の結果を組織的に反映する取り組みを行っていること。</p> <p>(4) 授業評価の結果については、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した内容が公表されていること。</p>
------------------------	---	---	---

教育内容の 改善措置に 関すること		○ 「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。	
-------------------------	--	--	--